

甲監発第17号
平成21年8月26日

甲府市長 宮島雅展 様

甲府市監査委員 柳澤 清

同 中村保長

同 谷川義孝

生活保護費に関する返還金着服に伴う
随時監査結果報告書の提出について

地方自治法第199条第5項の規定に基づき、随時監査を実施したので、その結果に関する報告書を次のとおり提出する。

1 監査の種類

随時監査

2 監査の期間

平成21年6月24日から平成21年8月26日まで

3 監査の対象・目的

平成21年6月、「生活保護費に関する返還金」着服事件が発覚した。

これは、平成18年当時に、福祉部自立支援室生活福祉課に在任していた職員が、担当していた生活保護費受給者（以下「被保護者」という。）からの返還金1,318,782円を、被保護者から直接、現金で受領していたにも関わらず、公金収納の手続きを行わず自らの借金返済のために私的に使用していたものである。

このことは、社会福祉行政の根幹をなす生活保護制度をゆるがす極めて悪質な事件であるため、監査の対象を「生活保護費に関する返還金着服について」とし、今回の事件を引き起こした原因及び事務処理等の状況を調査し、今後二度とこのような事態が起これないように、適正かつ適切な事務処理が行われることを目的に実施した。

4 監査の方法

福祉部自立支援室生活福祉課から提出された、保護費支給等に関する事務手順書及び被保護者に係るケース記録表等の関係書類の調査並びに関係職員の事務聴取を行うとともに、事件発覚時在任していた環境部廃棄物対策室収集課についても、担当していた現金取扱業務に関する調査を実施した。

5 監査の結果

(生活福祉課)

- (1) 甲府市財務規則による現金出納員、現金収納員の任命を受けずに保護費の支給及び返還金等の現金取扱業務を行っていた。
- (2) 同財務規則には規定のない「預り証」を交付し、現金を受領していた。
- (3) 被保護者のケース記録表には、遡及した年金の収入認定が行われていないこと、また、年金受給資格発生の経緯など、記載内容が担当者任せになっており、事務処理の進捗状況が管理職等に把握できていないなど形骸化され、チェック体制に不備があった。

こうしたことを踏まえ、生活保護費の支給及び返還金等の取扱いについては、同財務規則による適正な事務執行を行うとともに、チェック体制の強化を含め、事務処理体制の整備を図り、速やかに再発防止策を講じる必要がある。

(収集課)

現金徴収、保管等、公金管理の事務手続きについて、内部統制の整備が整然と図られており、また、在任期間の証ひょう書類についても、計数等は違算なく適切に処理をされていた。

6 指摘事項

今回の生活保護費返還金着服事件をあらゆる角度から検証し、再発防止に努められたい。

- (1) 甲府市財務規則に基づく現金取扱いマニュアルを策定し、的確な出納処理を行うこと。
- (2) 収入認定事務については、チェック機能の強化を図り、内部統制が有効に機能する体制づくりを構築すること。

7 要望事項

- (1) 年金の収入状況については、ケース記録表とは別に、年金の種類、番号、受給資格、受給状況等が一覧で把握できる台帳を整備し、管理を徹底すること。
- (2) 管理職等は、保護決定調書、ケース記録表等について確認・点検を強化し、業務の進行管理、ケースワーカーへの指導を徹底すること。
- (3) 生活保護申請に伴う相談件数の増加やチェック機能強化へ対応するため、査察指導員の充実を含め、組織体制の見直しを検討すること。
- (4) 国から示された「生活保護行政を適正に運営するための手引」等を活用する中で、生活保護行政の適正な運営に積極的に取り組むこと。
- (5) 生活保護制度や業務上の課題解決に向けた研修会等を実施し、資質の向上を図ること。また、職場研修（OJT）を活用する中で、経験の少ない職員への育成・指導強化に努めること。
- (6) 公務員としての服務、使命、倫理などを再認識させるため、研修等を実施し意識改革に努めること。